

公金徴収事務委託契約書

委託者 大郷町（以下「甲」という。）と受託者_____（以下「乙」という。）は、地方自治法施行令第158条及び大郷町財務規則第41条の規定に基づく公金徴収事務に関し、次の条項により委託契約を締結する。

（徴収すべき公金の種類）

第1条 本契約において徴収すべき公金の種類は、大郷町住民バスの運行に関する条例第6条の規定に基づく大郷町住民バス乗車料（以下「乗車料」という。）のうち住民バス車内で取扱った現金及び回数乗車券とする。

（徴収すべき公金の金額）

第2条 本契約において徴収すべき公金の金額は、前条に規定する乗車料として支払われた額とする。

（委託期間）

第3条 この契約の委託期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

（徴収業務の執行等）

第4条 乙は、毎週月曜日から日曜日まで（委託期間の終期にあつてはその終期となる日までとし、委託期間の始期にあつてはその始期となる日から日曜日までとする。ただし、その始期となる日が日曜日である場合は、当該日から次の日曜日までとする。）に徴収した乗車料を、直近の水曜日まで（直近の水曜日までの間が全て金融機関の休業日にあたる場合は直近の翌営業日）に公金払込書を用いて大郷町の指定金融機関に払い込まなければならない。

2 前項に規定する本委託期間の終期において払い込むべき乗車料は、第3条に定める委託期間及び前項に定める払いこみ期限にかかわらず、その終期となる日から5日以内に払い込むものとする。

3 乙は、徴収した乗車料を、大郷町の指定金融機関に払い込むまで、確実かつ安全な方法で保管しておかななければならない。

（記録管理の方法）

第5条 乙は、住民バス乗車料記録簿により、乗車料の徴収額を記録しておかななければならない。

2 乙は、本契約に定める期間内に行った乗車料の徴収件数を毎月取りまとめ、住民バス乗車料徴収件数記録簿により、翌月5日までに甲に報告しなければならない。

（担保及び弁償責任）

第6条 本契約の履行にあたり、乙の故意又は過失により、その徴収に係る乗車料を亡失したときは、甲に対しその生じた損害を弁償しなければならない。

2 本契約に係る担保については、これを徴しない。

（委託料の額）

第7条 本契約に係る委託料の額は、_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）とする。

(委託料の支払い)

第8条 委託料は、別紙「委託料支払計画書」により支払うものとする。

2 乙は、甲による履行確認を受けた後、その都度、甲に請求するものとする。

3 甲は、当該請求書を受領してから20日以内に支払うものとする。

(検査)

第9条 甲は、指定する日又は必要と認めた日に、委託業務の執行状況について乙に報告を求め、又は検査を行うものとする。

2 前項の規定により、甲が報告を求め又は検査を行う場合は、乙はこれに協力しなければならない。

(受託の公表等)

第10条 乙は、利用者の見やすい場所に、乙が本契約の受託者である旨の表示をしておかなければならない。

(受託者の責務)

第11条 乙は、本契約並びに関係法令を遵守し、自己の責任において誠実に委託業務を執行しなければならない。

2 乙は、本契約に関連する各種書類について、本契約終了後5年間厳重に保管するとともに、指定された用途以外にこれを用いてはならない。

3 乙は、委託業務の適正な執行に支障が生じたときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

4 乙は、委託業務の執行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

5 乙は、委託業務の執行上知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。

(事務の引継ぎ)

第12条 乙は、委託期間が満了したときは、直ちに徴収事務に関する一切の関係書類を整理し、甲の指定する職員に引き継がなければならない。

(その他)

第13条 本契約に定めのない事項又は本契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

平成30年4月1日

甲（委託者） 黒川郡大郷町粕川字西長崎5番地の8
大郷町長 田 中 学

乙（受託者）

別紙

公金徴収事務委託料支払計画書

支払月	金 額	徴収業務月	備 考
5月		4月分	
6月		5月分	
7月		6月分	
8月		7月分	
9月		8月分	
10月		9月分	
11月		10月分	
12月		11月分	
1月		12月分	
2月		1月分	
3月		2月分	
4月		3月分	
合 計			

(注) 消費税及び地方消費税を含む